



発行 東京都

目次

規則（公）

○警視庁組織規則及び銃砲刀剣類の所持許可等の期間を定める規則の一部を改正する規則……………一

告示（公）

○令和三年東京都公安委員会告示第百六十八号（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則第三条の規定に基づく電子情報処理組織を使用し…一

○令和三年東京都公安委員会告示第百七十号（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則第四条第四項ただし書の規定により東京都公安委員会が別に定める方法）の全部改正……………二

○令和三年東京都公安委員会告示第百七十一号（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則第五条ただし書の規定により東京都公安委員会が別に定める方法）の全部改正……………三

告示（下水）

○下水を排除及び処理する区域等……………三

公 告

○市街地再開発組合の理事長の就任……………三

○東京都環境影響評価条例に基づく都民の意見を聴く会の開催……………三

規則（公）

○大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出……………四  
○大規模小売店舗立地法に基づく意見の聴取……………五  
平成十七年六月二十八日付東京都告示第九百三十一号……………五

警視庁組織規則及び銃砲刀剣類の所持許可等の期間を定める規則の一部を改正する規則を公布する。  
令和4年3月14日  
東京都公安委員会  
委員長 山口 徹

●東京都公安委員会規則第1号

警視庁組織規則及び銃砲刀剣類の所持許可等の期間を定める規則の一部を改正する規則（警視庁組織規則の一部改正）

第1条 警視庁組織規則（昭和47年4月1日東京都公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第43条の3第1号中「銃砲刀剣類」を「銃砲等又は刀剣類」に改める。

（銃砲刀剣類の所持許可等の期間を定める規則の一部改正）

第2条 銃砲刀剣類の所持許可等の期間を定める規則（昭和55年11月20日東京都公安委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

題名中「銃砲刀剣類」を「銃砲等又は刀剣類」に改める。  
第1条の見出し中「射撃競技用けん銃」を「射撃競技

用拳銃」に改め、同条中「けん銃又は空気けん銃」を「拳銃又は空気拳銃」に改める。  
第2条の見出し中「銃砲刀剣類」を「銃砲等又は刀剣類」に改め、同条中「銃砲」を「銃砲等」に改める。  
第3条の見出し中「銃砲刀剣類」を「銃砲等又は刀剣類」に改め、同条中「銃砲」を「銃砲等」に改める。

附 則

この規則は、令和4年3月15日から施行する。

告 示（公）

●東京都公安委員会告示第92号

令和3年東京都公安委員会告示第168号（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則第3条の規定に基づく電子情報処理組織を使用し…等）の全部を次のように改正する。  
令和4年3月14日  
東京都公安委員会  
委員長 山口 徹

法令	条項
遺失物法（平成18年法律第73号）	第17条 第20条第3項 第21条第2項
遺失物法施行規則（平成19年国家公安委員会規則第6号）	第5条第1項 第26条
道路交通法（昭和35年法律第105号）	第45条第1項 第49条の5 第74条の3第5項

第78条第1項、第4項及び第5項	第5条第1項
道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）	第8条第1項
警備業法（昭和47年法律第117号）	第10条第1項
	第16条第2項及び第3項
	第17条第2項
重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成28年法律第9号）	第10条第3項
	第17条第1項
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則（平成3年国家公安委員会規則第4号）	

### ●東京都公安委員会告示第93号

令和3年東京都公安委員会告示第170号（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則第4条第4項ただし書の規定により東京都公安委員会が別に定める方法）の全部を次のように改正する。

令和4年3月14日

東京都公安委員会

委員長 山口 徹

1 別表第1左欄に掲げる法令の同表右欄に掲げる条項に基づき申請等を行う場合における方法は、不特定の者によって受信されることを目的とする電気通信（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第1号に規定する電気通信をいう。以下同じ。）の送信（公衆によって直

接受されることを目的とする電気通信の送信を除く。）の用に供される電気通信設備のうち当該申請等の

用に供する部分（以下「申請部分」という。）をインターネットにおいて識別することができる文字、番号、記号その他の符号であって、申請等を行う者の電子メールアドレス（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成14年法律第26号）第2条第3号に規定する電子メールアドレスをいう。）ごとに異なるものとなるように、有効期間を定めて割り当てられるもの（以下「ワンタイムURL」という。）を申請者等が受信し、当該ワンタイムURLを用いて申請部分に接続する方法とする。

2 別表第2左欄に掲げる法令の同表右欄に掲げる条項に基づき申請等を行う場合における方法は、ワンタイムURLを申請者等が受信し、当該ワンタイムURLを用いて申請部分に接続する方法又は申請等を行う者の携帯電話番号（電気通信番号規則（令和元年総務省令第4号）に規定する音声伝送携帯電話番号をいう。）により送信するショートメッセージサービス（SMS）を用いて当該携帯電話番号ごとに異なるものとなるように有効期限を定めて割り当てられるもの（以下「確認コード」という。）を申請者等が受信し、当該確認コードを用いて申請部分に入力して接続する方法とする。

3 別表第3左欄に掲げる法令の同表右欄に掲げる条項に基づき申請等を行う場合における方法は、あらかじめ付与された識別符号（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）第2条第2項に規定する識別符号をいう。）を用いて申請部分に接続する方法とする。

別表第1

法令	条項
道路交通法（昭和35年法律第105号）	第45条第1項
	第49条の5
	第74条の3第5項
	第78条第1項、第4項及び第5項
道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）	第5条第1項
	第8条第1項
警備業法（昭和47年法律第117号）	第10条第1項
	第16条第2項及び第3項
	第17条第2項

別表第2

法令	条項
遺失物法施行規則（平成19年国家公安委員会規則第6号）	第5条第1項
重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成28年法律第9号）	第10条第3項
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則（平成3年国家公安委員会規則第4号）	第17条第1項

別表第3

法令	条項
遺失物法（平成18年法律第73号）	第17条
	第20条第3項

第21条第2項
遺失物法施行規則 第26条

●東京都公安委員会告示第94号

令和3年東京都公安委員会告示第171号(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則第5条ただし書の規定により東京都公安委員会が別に定める方法)の全部を次のように改正する。

令和4年3月14日

東京都公安委員会  
委員長 山口 徹

規則第5条ただし書に規定する方法は、別表の左欄に掲げる法令の同表右欄に掲げる条項に基づき申請等を行う場合において、規則第4条第2項の規定により氏名又は名称を入力し、又は送信する方法とする。

別表

法令	条項
遺失物法(平成18年法律第73号)	第17条 第20条第3項 第21条第2項
遺失物法施行規則(平成19年国家公安委員会規則第6号)	第5条第1項 第26条
道路交通法(昭和35年法律第105号)	第45条第1項 第49条の5 第74条の3第5項 第78条第1項、第4項及

道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)	第5条第1項 第8条第1項
警備業法(昭和47年法律第117号)	第10条第1項 第16条第2項及び第3項 第17条第2項
重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律(平成28年法律第9号)	第10条第3項
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則(平成3年国家公安委員会規則第4号)	第17条第1項

告 示 (下水)

●東京都下水道局告示第四号

下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)第九条第一項及び第二項に定めるところにより、下水(雨水)を排除及び処理すべき区域等を次のとおり告示する。  
なお、図面は、南部下水道事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年三月十四日

東京都下水道局長 神山 守

- 一 供用及び処理開始年月日 令和四年三月二十二日
- 二 下水(雨水)を排除及び処理すべき区域 別表のとおり
- 三 排水施設の位置 別表に掲げる区域の地先

- 四 分流式又は合流式 分流式
- 五 終末処理場の位置及び名称 大田区大森南五丁目二番二十五号 森ヶ崎水再生センター

別表

区名	町名	一部告示区域
世田谷区	成城四丁目二番	六番から八番まで、十一番及び十二番
同区	成城五丁目	十二番、十三番、二十五番及び二十六番

公 告

市街地再開発組合の理事長の就任について

都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第二十八条第一項の規定により東五反田二丁目第3地区市街地再開発組合から次に掲げる者が理事長に就任した旨の届出があったので、同条第二項の規定により公告する。

令和四年三月十四日

東京都知事 小池 百合子

- 一 氏名 山田 保行
- 二 住所 品川区東五反田二丁目十二番十九号

東京都環境影響評価条例に基づく都民の意見を聴く会の開催について

東京都環境影響評価条例(昭和五十五年東京都条例第九十六号)第五十六条第一項の規定に基づき、(仮称)神宮

外苑地区市街地再開発事業に係る環境影響評価書案及び見解書の内容について都民の意見を聴くため、次のとおり都民の意見を聴く会を開催する。

令和四年三月十四日

東京都知事 小 池 百合子

一 日時

令和四年四月十五日 (金曜日) 午前十時三十分開始

二 場所

港区立赤坂区民センター区民ホール

港区赤坂四丁目十八番十三号 赤坂コミュニティぶらざ内

三 公述申出の方法等

都民の意見を聴く会において公述しようとする者は、次のことを記載した公述申出書を令和四年三月二十八日(月曜日)までに公述申出先へ持参、郵送又は電子メールにより提出すること。

(一) 氏名(振り仮名を付すこと。)及び住所(法人その他の団体にあっては、名称、代表者の氏名及び東京都の区域内に存する事務所又は事業所の所在地並びに都民の意見を聴く会において意見を述べようとする者の氏名(振り仮名を付すこと。)、住所及び役職名)並びに連絡先(自宅又は勤務先等)の電話番号

(二) 対象事業の名称

(三) 公述しようとする意見の要旨(八百字以内)

(四) 公述申出先

(一) 持参又は郵送

東京都環境局総務部環境政策課環境アセスメント担当

郵便番号一六三一八〇〇一 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第二本庁舎十九階

(二) 電子メール

送付先、件名等は、東京都環境局ホームページに掲載する。  
ホームページアドレス  
[https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/assessment/reading\\_guide/index.html](https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/assessment/reading_guide/index.html)

五 公述人の選定

(一) 公述人の数は、二十五人程度とする。

(二) 公述しようとする者が多数あった場合には、抽せんにより公述人を選定する。

(三) 公述人を選定したときは、申出人に通知する。

六 公述の範囲及び公述時間

(一) 公述人は、環境影響評価書案及び見解書の内容について、環境の保全の見地からの意見を述べるものとする。

(二) 一人当たりの公述時間は十五分以内とする。

七 傍聴の方法

傍聴を希望する者は、傍聴券の交付を受け、これを携帯して会場へ入場すること。  
なお、傍聴券は、都民の意見を聴く会の当日、午前十時から会場入口において先着順に交付する。

八 注意事項

公述の申出がない場合、都民の意見を聴く会は開催しない。

九 都民の意見を聴く会に関する問合せ先

東京都環境局総務部環境政策課環境アセスメント担当

電話番号〇三(五三八八)三四〇九(直通)

大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第五条第一項の規定により大規模小売店舗の新設について届出があったので、同条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和四年三月十四日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するように提出してください。  
令和四年三月十四日

東京都知事 小 池 百合子

一 店舗名 (仮称)ベルク東大和立野店

二 店舗所在地 東大和市立野二丁目二番十三ほか

三 設置者名 株式会社ベルク

四 設置者住所 埼玉県鶴ヶ島市脚折千六百四十六番

五 小売業を行う者の氏名又は名称 株式会社ベルクほか未定

六 新設をする日 令和四年十月二十三日

七 店舗面積の合計 三千二百六十八平方メートル

八 駐車場の位置及び収容台数 店舗内 百台

九	駐輪場の位置及び収容台数	店舗内ほか 百十二台
十	荷さばき施設の位置及び面積	店舗内 五十九平方メートル
十一	廃棄物等の保管施設の位置及び容量	店舗内 十九・四五立方メートル
十二	小売業を行う者の開店時刻	午前九時
十三	小売業を行う者の閉店時刻	翌午前一時
十四	来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前八時三十分から翌午前一時三十分まで
十五	駐車場の自動車の出入口の数及び位置	二箇所 店舗北側ほか
十六	荷さばき施設において荷さばきを行うことがで きる時間帯	午前六時から午後十時まで
十七	届出日	令和四年二月二十二日
十八	縦覧場所	東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)
十九	縦覧期間	令和四年三月十四日から同年七月十四日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。
二十	縦覧時間	午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八  
条第一項の規定により大規模小売店舗の届出の公告に係る  
意見を聴取したので、同条第三項の規定により次のとおり  
意見の概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。  
令和四年三月十四日

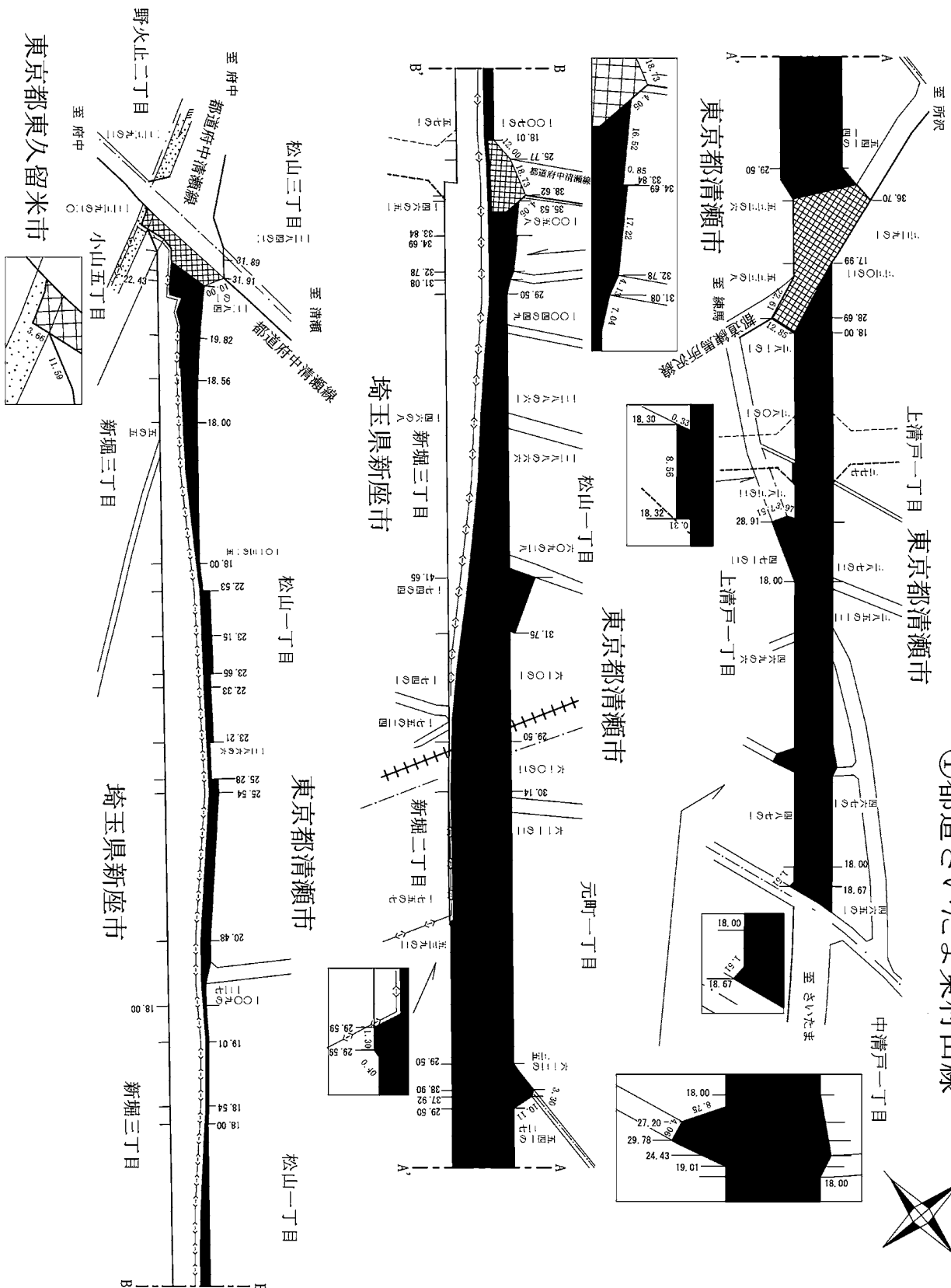
- 一 店舗名 (仮称)オーケー上板橋店
- 二 店舗所在地 板橋区桜川三丁目二十五番四号
- 三 設置者名 株式会社七軒屋
- 四 意見
- ア 聴取者 板橋区長
- イ 概要 意見なし
- ウ 収受日 令和四年三月一日
- 五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)
- 六 縦覧期間 令和四年三月十四日から同年四月十四日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。
- 七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

正 誤

○平成十七年六月二十八日付東京都告示第九百三十一号  
三ページの別図二を次のように訂正する。

①都道さいたま東村山線

別図二



発行 東京都  
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
 電話 〇三(五三三二)一〇一〇一(代)

定価 本号 三〇円  
 一箇月 六、六〇〇円  
 (郵送料を含む。)

印刷所 勝美印刷株式会社  
 東京都文京区白山一丁目十三番七号  
 電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号 113-0001

FSC  
 ミックス  
 FSC® C006270